

保育所等における職員配置の弾力化への対応について

1 「保育士確保プラン」による保育士確保の取り組み

全国で保育士確保が喫緊の課題とされる中、厚生労働省が平成27年1月に策定した「保育士確保プラン」においては、平成29年度末までに、新たに6.9万人の保育士を確保することを目標に、更なる処遇改善や再就職支援の強化策に取り組むこととしている。

2 より一層の即効的な対応

「保育士確保プラン」により保育士確保を推進する一方で、現在の保育における労働力需給に対応するためには、より一層の即効的な対応が必要であることから、今年度末の省令改正により、保育の質を確保しつつ、緊急的・時限的に保育所等の職員配置基準を一定程度弾力化する方針が示された。

3 弾力化の概要

(1) 朝夕の保育士配置の要件弾力化

朝夕の児童が少数である時間帯において、保育士の最低配置要件2名の内1名について、保育士資格を有しない一定の者等（子育て支援員研修を修了した者等）を配置することができる。※省令改正により継続的に実施。

(2) 幼稚園教諭及び小学校教諭等の活用

保育士と近接する職種である幼稚園教諭、小学校教諭、養護教諭を、省令上必要な保育士数の1/3を超えない範囲内において保育士に代えて活用することができる。

(3) 研修代替職員等の加配人員における保育士以外の人員配置の弾力化

11時間開所8時間労働としていることなどにより、認可の際に最低基準上必要となる保育士数を上回って必要となる保育士数について、保育士資格を有しない一定の者等（子育て支援員研修を修了した者等）を活用することができる。

4 制度導入による影響

本制度の導入については、保育現場における慢性的な保育士不足を軽減できると期待される一方で、一部から保育の質や保育士の地位の低下を懸念する声を仄聞している。

5 市の対応方針

導入時期（予定） 平成28年7月1日 ※平成28年度6月議会で条例改正

【理由】

- ・本市においても保育士不足が大きな課題であり、今後も保育を必要とする全ての児童を受け入れられる環境を維持していくことが難しくなっていること。
- ・現基準のまま、長期にわたり保育現場に負担をかけ続けることは、却って児童の保育環境の悪化や保育の質の低下にも繋がりがねないこと。
- ・今回の改正は、こうした状況を緩和するための「緊急的・時限的」な対応であること。

【質・地位の低下の懸念に対する対応策】

- ・要件緩和をする中でも、より専門性の高い業務は保育士に任せる、児童数の多い日中の職員配置を充実させるなど、保育の質を確保するための工夫を呼びかけていく。
- ・保育士の処遇改善や潜在保育士の掘起しなど、保育士確保のための仕組み作りを今後も国や県に働きかけるとともに、市としても様々な保育士確保策に取り組んでいく。